

# 岐阜県レディースバドミントン連盟規約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は岐阜県レディースバドミントン連盟（以下本連盟）と称する。

## 第 2 章 事 務 局

第 2 条 本連盟の事務局は事務局長所在地に置く。

## 第 3 章 目 的

第 3 条 本連盟は、県内におけるバドミントン競技の普及と発展を図り、社会体育の振興に寄与する他、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第 4 章 事 業

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種競技会および予選会
2. 各種講習会の開催
3. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第 5 章 組 織

第 5 条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する次の会員および団体を以って組織する。

1. 県内に在住・在職する女性（社会人であること）。
2. 上記に該当する者で結成された同好クラブ。
3. 本連盟は、次の地区に支部を設けることができる。
  - (1) 岐阜地区（岐阜市・羽島市・各務原市・瑞穂市・山県市・本巣市・本巣郡・羽島郡）
  - (2) 西濃地区（大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡）
  - (3) 中濃地区（関市・美濃市・郡上市）
  - (4) 可茂地区（美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡）
  - (5) 東濃地区（多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・土岐郡）
  - (6) 飛騨地区（高山市・飛騨市・下呂市・大野郡）
4. 本連盟は、岐阜県バドミントン協会に加盟する。

## 第 6 章 役 員

第 6 条 本連盟に、次の役員を置く。

- |          |     |     |     |
|----------|-----|-----|-----|
| 1. 会 長   | 1 名 | 顧 問 | 若干名 |
| 1. 副 会 長 | 若干名 |     |     |

1. 理事長	1 名
1. 副理事長	若干名
1. 常任理事	若干名
1. 理事	若干名
1. 評議員	若干名
1. 監事	2 名
1. 会計	2 名

第 7 条 役員を選出にあたっては、役員選考委員会で原案を作成する。

第 8 条 会長・副会長・顧問

会長・副会長・顧問は、総会に於いて推挙する。  
 会長は本連盟を代表して会務を統括する。  
 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
 顧問は会務についての相談に参画する。

第 9 条 理事長・副理事長

理事長・副理事長は、役員選考委員会の推挙により常任理事の中から選出し、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。  
 理事長は理事会の議決に従って会務を掌理し、常任理事会および理事会の運営の責にあたる。  
 副理事長は理事長に事故あるとき、その職務を代行する。

第 10 条 常任理事

常任理事は、理事の中より選出し会長がこれを委嘱する。他に、会長は常任理事会の議決を経て若干名の常任理事を委嘱することができる。  
 常任理事は常任理事会を組織し、会務を執行する。

第 11 条 理事

理事は、評議員の中より選出し会長がこれを委嘱する。他に、会長は理事会の議決を経て若干名の理事を委嘱することができる。  
 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第 12 条 評議員

評議員は、加盟団体より 1 名選出する。  
 評議員は総会に出席して本連盟に関する諸事項を審議し議決する。

第 13 条 監事

監事は、理事会の議決に基づき会長がこれを委嘱する。  
 監事は会計を監査する。

第14条 会計

会計は、理事会の議決に基づき会長がこれを委嘱する。  
会計は本連盟の会計事務を処理する。

第15条 役員の任期

役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。  
役員は任期が満了しても、後継者が就任するまではその職務を行うものとする。

第7章 役員選考委員会

第16条 役員選考委員会

役員選考委員は、理事の互選により選出し会長がこれを委嘱する。  
役員選考委員は役員選出の原案を作成する。

第8章 総 会

第17条 本連盟は、次の会議により運営する。

1. 総会
2. 理事会
3. 常任理事会

第18条 総会は会長が召集する。

総会は毎年1回、年度当初に開催する。また、会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開くことができる。

第19条 総会は本連盟の議決機関であり、次の事項を審議または議決する。

1. 予算・決算
2. 事業計画
3. 役員の選出
4. 規約の改廃
5. その他

第20条 理事会および常任理事会は、必要に応じて会長が召集する。

第21条 すべての会議は、役員総数の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

第22条 すべての会議の議決は、出席者の過半数の賛同により議決する。

賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第 9 章 専 門 委 員 会

第 2 3 条 本連盟に次の委員会を設ける。

1. 総務委員会
2. 競技委員会
3. 審判委員会
4. 普及指導委員会
5. 広報委員会

第 2 4 条 専門委員長および副委員長は常任理事が兼任し、その任にあたる。

第 2 5 条 専門委員会は専門的に調査研究し、常任理事会の承認を得て会務を執行する。  
専門委員会の業務内容については、別にこれを定める。

## 第 1 0 章 会 計

第 2 6 条 本連盟の経費は、クラブおよび個人の登録金、補助金、その他の収入をもって賄う。

第 2 7 条 本連盟の登録金は、年額次のとおりとする。

- |           |      |           |
|-----------|------|-----------|
| 1. クラブ登録金 | 1クラブ | 2, 0 0 0円 |
| 2. 個人登録金  | 1人   | 1, 5 0 0円 |

第 2 8 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第 1 1 章 規 約 の 改 廃

第 2 9 条 本規約の改廃は、総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第 3 0 条 本連盟の運営に必要な内規は、理事会で定める。

## 付 則

本規約は昭和62年4月1日より施行する。  
本規約は平成元年4月1日より改正施行する。  
本規約は平成2年4月1日より改正施行する。  
本規約は平成4年4月1日より改正施行する。  
本規約は平成6年4月1日より改正施行する。  
本規約は平成12年4月1日より改称および改正施行する。  
本規約は平成15年4月1日より改正施行する。  
本規約は平成19年4月1日より改正施行する。

# 岐阜県レディースバドミントン連盟 専門委員会規程

本連盟規約第25条の規定により、専門委員会の業務内容を次のとおり定める。

## 第1条 総務委員会

1. 諸会議の準備と議事録の整理保存
2. 登録事務等に関する業務
3. 外部団体との交渉連絡
4. その他

## 第2条 競技委員会

1. 競技会の企画運営および内容検討
2. 競技記録、ランキング記録および賞杯の管理保管
3. その他競技に関する業務

## 第3条 審判委員会

1. 審判技術の普及指導および審判員の養成
2. 各種競技会への審判団の派遣
3. その他審判に関する業務

## 第4条 普及指導委員会

1. 技術指導講習会の企画運営
2. 強化選手の指定
3. 指導用資料の作成および管理
4. その他普及指導に関する業務

## 第5条 広報委員会

1. 連盟活動の記録および広告
2. ホームページの作成及び管理